

機関等の共同設置に関する事例

1. 機関等の共同設置を解消した事例

○平成14年7月～20年7月の間で、市町村合併以外の理由で機関等の共同設置を解消した事例を調査（詳細は資料1-2）

→ 該当する7事例すべてが指導主事・社会教育主事の共同設置に係るものであり、いずれも県の派遣制度の廃止に伴うもの

○隠岐島前教育委員会（島根県）

・昭和42年9月に海士町・西ノ島町・知夫村の3町村により発足し、平成7年3月に解散。その後現在まで、各町村が単独で教委を設置。

→解散の理由：

- ・ 社会教育において公民館との連携や地域に密着した個性的な内容が求められるようになってきたことに対応するには、単独教委を設置し、それぞれの町村に合致した教育行政を展開する方が良いと判断

2. 機関等の共同設置を選択しなかった事例

①教育委員会の例

○相楽東部広域連合（京都府）

・笠置町・和東町・南山城村の3町村において、平成21年4月から広域連合を新設して教育委員会の事務を処理

-
- ・ 教育委員会の共同設置も検討したが、将来的に一部事務組合（ゴミ処理等）も取り込んで、様々な事業を行っていくという方針で広域連合によることを選択
 - ・ 各学校を各町村立から広域連合立に変更する事務や各町村の事務手法の相違を統一化する事務が煩雑

②消防通信指令事務の例

○現在5地区で消防通信指令事務を共同処理

○消防庁の研究会報告書（※）においては、職員の共同設置方式も選択肢として挙げているが、現在5地区はいずれも管理執行協議会を採用して運営。

○該当の5地区におけるスタート時の検討状況について調査（詳細は資料1-3）

（※＝消防救急無線の広域化・共同化の推進検討懇談会「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の推進について」）

- 共同設置方式を採用しなかった主な理由としては、次のとおり。
- ・活用している例が無い。
 - ・複数の消防長の指揮下に置かれるため、役割・責任の所在が不明確になる恐れがあるのではないか。
 - ・共同設置の対象となる職員の身分取扱い等について整理する必要があるが、検討する時間が不足していた。

- 制度的な問題が原因で解消をした事例は、少なくとも近年では見られない。
- 役割・責任の所在が不明確になるとの指摘があるが、実際に他の制度と比較してどのような違いがあるか。
- 職員の共同設置については、身分取扱いに関してわかりにくい部分があるのではないか。

3. 機関等の共同設置を採用している団体の運営状況

- ①教育委員会の共同設置（羽島郡四町（現在は二町）教育委員会：岐阜県）
（資料1-4）

- ②職員の共同設置（峡南地区町村指導主事共同設置：山梨県）

- ・昭和41年から近隣の5町で指導主事3人を共同で設置（代表機関として、幹事町教委から発令）
- ・共同設置している各指導主事は、幹事町内の小学校教員の身分を有する県費負担教職員であり、これを指導主事に充てている（いわゆる「充て指導主事」）
- ・設置の経緯は不明だが、県教委から働きかけがあった模様（山梨県では、他にも5地区で指導主事を共同設置）
- ・経費は幹事町（鵜沢町）の予算に計上して執行（構成団体からも負担金）
- ・旅費、服務規律等は幹事町（鵜沢町）のものを適用
（県費負担教職員のため給与は県から支給される。懲戒権者も県教委）
- ・執務場所は県の教育事務所となっており、地区内の小中学校を巡回

- ・共同化のメリット
 - ・5町共同設置とすることで、県費負担教職員の配分を受けられ、指導主事を設置することができる。
 - ・コストはほとんどが旅費だが、これも共同することで非常に低く抑えることができる（各町の負担は7～20万）
- ・共同化のデメリット
 - ・特にないが、指導主事を活用しようとする町とそうでない町という差はある。